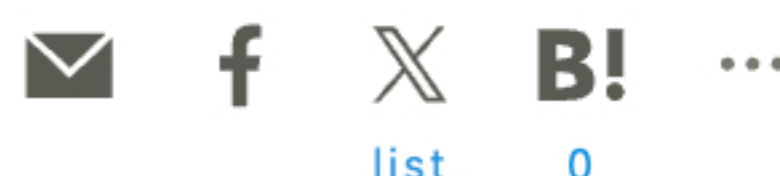
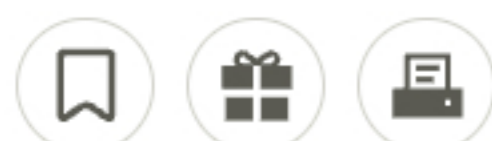


「反戦ビラ事件」を著書「平和を求める自由」に 米弁護士レペタさん

2026年4月8日 6時30分 有料記事

北野隆一



ローレンス・レペタさん=2026年2月26日午後4時9分、東京都中央区、北野隆一撮影



いま裁判所では、傍聴人がメモを取ることができます。しかし1989年に最高裁判決が出るまで、メモは禁止されていました。当時、メモの自由を求めて訴訟を起こしたのが、米国出身で日本法を研究し、日本の大学でも教えた弁護士ローレンス・レペタさん（75）。この春、2004年にあった「立川反戦ビラ事件」について振り返る本を出版しました。レペタさんはなぜ、この事件に着目したのでしょうか。

初来日は21歳だった1972年。ベトナム戦争のさなか、米海兵隊員として山口県の岩国基地で勤務した。休日に錦帯橋や瀬戸内海の美しさに触れ、広島原爆ドームを見て、日本

に関心を持った。

米シアトルの大学で日本語と日本法を学び、弁護士に。再び来日して経済事件の裁判を傍聴した際、「メモ禁止」のルールに驚いた。憲法上の知る権利や裁判公開原則が侵害されたとして、国を相手取り提訴。89年に最高裁で法廷内メモを原則自由とする判決を得て、傍聴席でだれでもメモが取れるようになった。

↓ここから続き

明治大学などで国際法や情報公開などを教えた。2017年に退職して米国に帰り、立川反戦ビラ事件の裁判を振り返る著書「平和を求める自由」を23年に英語で、今年3月に日本語で出版した。

東京都立川市で反戦運動を続ける市民団体が、自衛隊のイラク派遣に反対するビラを、自衛隊官舎各戸の郵便受けに配布したことが住居侵入にあたるとして、04年に3人が逮捕、起訴された。一審の無罪判決は控訴審で逆転有罪となり、最高裁で確定した。

20年以上前の事件を改めて著書で問い直すのは、「平和を求める自由」、つまり戦争に反対する表現の自由が、いまの日本では当時以上に危うい状況とを感じるから。「憲法で戦争への参加と攻撃的な軍事力の保持を禁じている日本こそ、戦争をくいとめるべき場所でなければならない」

この記事を書いた人



北野隆一

社史編修委員 兼 東京社会部記者

フォロー

専門・関心分野

北朝鮮拉致問題、人権・差別、ハンセン病、水俣病、皇室、現代史

関連トピック・ジャンル

ジャンル

社会・調査報道

事件・事故・裁判